

## 供給約款等以外の供給条件の認可について

### (趣旨)

平成28年1月22日付けで、九州電力株式会社より、経済産業大臣に対し、選択約款として適用されている口座振替割引等を取り込むための供給約款の変更の届出があったところ。これに伴い、平成27年5月29日の口永良部島（新岳）噴火による被害により災害救助法が適用された、鹿児島県熊毛郡屋久島町において被災した電気の需要家に対する特別措置についても、同日付で経済産業大臣に対して認可申請があり、経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可への委員会としての回答について御確認いただく。

### 主なポイント

平成28年1月22日付けで、九州電力株式会社より、経済産業省に対し、選択約款として適用されている口座振替割引等を3月以降取り込むための供給約款の変更の届出がなされている。

平成27年5月29日の口永良部島（新岳）噴火による被害により災害救助法が適用された、鹿児島県熊毛郡屋久島町において被災した電気の需要家に対しては、現在、電気事業法第21条第1項ただし書の規定に基づき現行の供給約款等以外の供給条件を特別措置として設定しているが、今回の供給約款等の変更にあっても3月以降引き続き同一の取扱いとするため、同日付で、経済産業大臣に認可申請がなされている。

当該認可申請を受け、1月26日付けで電気事業法第66条の10第1項の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。